

中心市街地記念館魅力向上イベント事業委託プロポーザル実施要項

標記の業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

中心市街地記念館魅力向上イベント事業委託

(2) 業務目的

小泉八雲熊本旧居や夏目漱石内坪井旧居、徳富記念園など、市の中心部に位置する記念館の回遊性が高まるイベントを実施することにより、これまで記念館に対し関心が薄い若年層やファミリー層などをターゲットに、記念館への集客及び認知度向上を目指す。

(3) 業務内容

「中心市街地記念館魅力向上イベント事業委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）による内容を含むものとする。

(4) 履行場所

小泉八雲熊本旧居（熊本市中央区安政町 2-6）

夏目漱石内坪井旧居（熊本市中央区内坪井町 4-22）

徳富記念園（熊本市中央区大江 4 丁目 10-33） ほか

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）12 月 25 日（金）まで

(6) イベント実施期間

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日（月）から 12 月 25 日（金）のうち 3 日以上
上記期間で旧居を活用した回遊性イベントを 3 日以上（※設営、撤去日除く）実施すること。

※旧居（記念館）は基本的に月曜日が休館日のため、設営、撤去は月曜日を中心に実施し、最長でも準備は 2 日間とする。

(7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式。

2 担当部局

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所 本庁舎 8 階

熊本市文化市民局・文化創造部・文化財課

電話：096-328-2740（直通）

電子メール：bunkazai@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、業種として、第1分類「広報・広告業務」第2分類「企画・制作」または第1分類「催事関係業務」第2分類「企画・運営業務」のいずれかの登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者を含む）
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和3年度（2021年度）以降に履行が完了した、イベント企画・催事運営等に関する業務委託の実績を有すること。
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

4 プロポーザル実施要項及び関係書類の配布について

(1) プロポーザル実施要項及び関係書類の配布方法

本業務委託に係るプロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は「2 担当部局」に示す場所で配布する。

(2) 配布期間

公告の日から令和8年(2026年)6月10日(水)までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

5 提案上限額

11,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

6 参加表明書等の提出について

参加を希望する者は、次のとおり「参加表明書」他必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号) 1部

イ 参加資格審査調書(様式第2号) 1部

ウ 会社概要書 1部

エ プロポーザル参加者の同種業務の実績

(同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限り。)

オ 同種業務の実績を証する契約書の写し 1部

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(成果報告書、コンテンツ等)で併せて補完すること。

カ 現地見学会参加申込書 1部

(2) 提出書類のサイズについては、A4版の片面印刷とする。

(3) 提出期限

令和8年(2026年)6月11日(木)午後5時まで

(4) 提出先

「2 担当部局」に示す場所

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

ア 持参の場合は午前8時30分から午後5時まで(休日を除く。)

イ 郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着

(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

(6) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として

認められないものとする。

- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加表明書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果を令和8年(2026年)6月12日(金)までに通知を発送(以下、参加資格がある旨の通知を受けた者を「プロポーザル参加者」という)。

(8) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

- ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面(様式は自由)により説明を求められることが出来る。
- イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求められた者に対し、書面により回答する。

(9) 参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面(様式は自由)で提出すること。

7 参加表明者数について

参加表明者数が1者であっても、プロポーザルを行う。

参加表明者がいなかった場合には、再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

なお、再度公告し、参加表明者が1者以上あった場合、書類審査を実施する。

8 企画提案書の提出について

プロポーザル参加者は、次のとおり「企画提案書」に必要書類を添えて提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式第3号）
- イ 業務の実施体制（様式第4号）
- ウ 業務実績書（様式第5号）
- エ 企画提案書（様式は自由）
 - （ア） 全体方針を記載すること。
 - （イ） 業務実施スケジュールについて
 - （ウ） 各事業コンセプトについて
 - （エ） 旧居を活用したイベント等開催内容について
 - （オ） その他、本業務を遂行するにあたり必要と思慮される内容について
- オ 概算見積書（様式は自由）

(2) 提出書類作成上の注意点

- ア 提出書類のサイズは、A4版とし、横書き、片面印刷とすること。
- イ 7(1)イからオについては、各7部（うち5部は社名を伏せて）提出すること。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）6月22日（月）午後5時まで

(4) 提出先

「2 担当部局」に示す場所

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

- ア 持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（休日を除く。）
- イ 郵送の場合は簡易書留又は一般書留郵便とし、上記提出期限までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

- (6) 提案書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

9 スケジュール

内 容	日 程
参加表明書の提出期限	令和8年6月11日（木）17時
参加資格審査通知	令和8年6月12日（金）発送予定
現地見学	令和8年6月15日（月）
質問書提出期限	令和8年6月16日（火）
質問書回答期限	令和8年6月17日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年6月22日（月）17時
企画提案書等のヒアリング	令和8年7月1日（水）予定
選定結果通知	令和8年7月2日（木）発送予定

契約締結	令和8年7月中旬予定
------	------------

※ ただし、参加表明書提出者数（以下、「参加表明者数」という。）により、スケジュールを変更する可能性がある。

10 現地見学会

- (1) ◆小泉八雲熊本旧居（熊本市中央区安政町 2-6）
開催日時：令和8年（2026年）6月15日（月）
午前9時30分～11時30分
- (2) ◆夏目漱石内坪井旧居（熊本市中央区内坪井町 4-22）
◆徳富記念園（熊本市中央区大江 4 丁目 10-33）
開催日時：令和8年（2026年）6月15日（月）
午後 1時30分～ 4時30分

※午前中は小泉八雲熊本旧居、午後は夏目漱石内坪井旧居、徳富記念園が見学できます。

- (3) 所要時間：各記念館 1 時間から 2 時間程度
参加人員は 1 者につき 2 名までとする。参加者については、現地見学会参加申込書を参加表明書等と合わせて提出すること。
- (4) その他：現地見学会は文化財課の職員が立ち会うが、質問があれば「11 質問書について」に示す質問書を提出すること。ただし、出入口の箇所の確認などの軽微な質問については、その場で回答を行うものとする。

11 質問書について

- (1) 質問は質問書（様式第6号）で行うこととし、電子メールで受け付けるが、着信の確認を行うこと。
- (2) 質問の受付は令和8年（2026年）6月17日（水）午後5時までとする。
- (3) 質問への回答は「2 担当部局」に示す場所で閲覧に供するとともに、熊本市ホームページへ掲載する（個別回答は行わない）。なお、閲覧は、令和8年（2026年）6月19日（金）までとする。

12 提案書等のヒアリングの実施

- (1) 実施日時
令和8年（2026年）7月1日（水）予定
- (2) 実施場所
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市役所 8階会議室
詳細（時間等）については参加者に通知する。なお、ヒアリングの順番は提案書の受付順とする。

(3) 実施方法

ア 対面による質疑応答形式とする。また、ヒアリングの出席者は3名以内とする。

イ ヒアリングは1者につき約30分（説明15分、質疑15分程度）を予定し、順次個別に行う。

ウ パワーポイント等の使用は認めるが、モニター等はすべて参加者側が持参すること。（設営時間は、ヒアリングの時間に含む。）

(4) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、失格とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

(6) ヒアリング実施日より前に参加者に対して、提案書の内容について個別に説明を求める場合があるので、留意すること。

13 審査の方法等

(1) 審査の主体

「中心市街地記念館魅力向上イベント事業委託の審査等に関する実施要領」に基づき「中心市街地記念館魅力向上イベント事業委託受託候補者審査会（以下、「審査会」という。）において行う。

(2) 審査の基準

評価項目及び合計配点、評価基準は、「中心市街地記念館魅力向上イベント事業委託受託候補者審査会審査基準」のとおりとする。

14 受託候補者の決定

(1) プロポーザル参加者の中から、審査会での書類審査により受託候補者を決定する。

なお、審査及びヒアリングの内容は非公開とする。

ア 参加者の中から、審査会の審査により、受託候補者を選定する。ただし、最高得点者が複数いる場合は、審査会で協議し決定する。

イ 最高得点者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

ウ 審査結果については、全参加者に対し郵送により通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

15 提案者の失格又は取消し

- ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 著しく信義に反する行為があった場合
- エ 会社更生法の適用を申請するなど使用が困難と認められる状態に至った場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 他の提案者の協力者であった場合

16 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

17 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、受託候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、「2 担当部局」で閲覧に供する。

(4) 企画提案書の作成の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

(5) 提出された書類、提案書は、保管する部数を除き、「2 担当部局」がシュレッダーにかけて破棄する。また提出された参加資格に係る書類は、参加要件の確認及び業者選定以外には使用しない。

(6) 企画提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。

(7) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポ

ーザル後、選定された事業者と熊本市の協議により決定する。

(8) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。